（別紙様式１）　　【参考（審査用）】

審議案件に関する概要

令和８年９月２日第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第５条第１項（新設）
届 出 日	令和８年２月４日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

１．届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住　　所
株式会社エディオン 代表取締役　久保　允誉	広島県広島市中区紙屋町２丁目１番18号

２．届出事項

(1)店舗名及び所在地		エディオン旭川永山店 旭川市永山３条10丁目76-４ ほか
(2)小売業者名、代表者名及び住所		株式会社エディオン 代表取締役　久保　允誉 広島県広島市中区紙屋町２丁目１番18号
(3)新 設 日		令和８年10月５日
(4)店舗面積の合計		4,094㎡
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	176台
	駐輪場の収容台数	８台
	荷さばき施設の面積	78㎡
	廃棄物保管施設の容量	33㎥
(6)施設の運営方法	開店時間・閉店時間	午前９時00分　～　午後９時00分
	駐車場の利用時間帯	午前８時30分　～　午後９時30分
	駐車場の出入口数	出入口５箇所
	荷さばき時間帯	午前６時00分　～　午後９時30分

３．審査事項

(1)駐車場整備への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数176台＝設置台数176台
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に別途確保（17台）
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	８台 ・店舗入口付近に整備することで、利用効率を高める。 ・自動二輪車駐車場は設けていないが、来客駐車場に駐車した場合でも対応可能。 ・既存店舗の実績及び立地状況により、８台で不足することはない。 ・飲食店舗前に独立した駐輪場を設置するため、台数の不足は生じない。
	来客車両等の入出庫方法	・入口ゲート、遮断機は無く、入庫待ちは発生しない。
	搬入車両等の誘導	荷捌き施設A 処理能力３台／時に対し ピーク時１台／時の搬入。

		荷さばき施設B 処理能力３台／時に対し ピーク時１台／時の搬入。 ・各配送業者が集中しないよう時間の配分に配慮する。 ・一括配送などの実施により搬入回数の削減に配慮する。
	歩行者の安全対策	・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。 ・各出入口に「一旦停止」等の路面標示及び看板を設置して、歩行者や自転車の安全確保、交通安全対策に配慮する。
	交通整理員の配置	３名程度 ・開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し円滑な交通誘導と安全対策に努める。 ・配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応する。
	除排雪による堆積方法 その他	・除排雪業者と契約し、降雪10cm以上で出勤し店舗前開店前までに終了させる。 ・降雪状況に応じて適時排出し、来客用駐車台数の確保に努める。 ・公道に堆雪した雪で、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全問題上の問題が発生した場合は、その排雪にも努める。

(2)騒音発生への配慮

昼間の等価騒音の予測結果

予測地点	環境基準値	予測結果	評　価
1	60db	39db	○
2	60dB	46db	○
3	60db	52db	○
4	60db	52db	○
5	60db	53db	○

夜間の等価騒音の予測結果

予測地点	環境基準値	予測結果	評　価
1	50db	29db	○
2	50db	34db	○
3	50db	42db	○
4	50db	43db	○
5	50db	45db	○

夜間の音源毎最大値の予測

予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評　価
a1	給気①	50dB	27dB	○
a2	給気②	50dB	27dB	○
a3	排気⑫	50dB	24dB	○
a4	排気③	50dB	35db	○
a5	排気①	50dB	40db	○
a6	排気②	50dB	40db	○
a7	給気④	50dB	34db	○
a8	排気③	50dB	40db	○
a9	排気④	50dB	40db	○
a10	給気⑤	50dB	34db	○
A11	排気⑤	50dB	45db	○

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>排気⑥</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>a12</td><td>給気⑥</td><td>50dB</td><td>54db</td><td>×</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>a13</td><td>排気⑧</td><td>50dB</td><td>57db</td><td>×</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="5">規制基準値を超える地点について、直近住居壁際等で
再計算した結果、次のとおり規制基準値を下回ります。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>再計算点</td><td>音源の種類</td><td>規制基準値</td><td>予測結果</td><td>評　価</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td rowspan="2">A12’</td><td>給気⑥</td><td rowspan="2">50db</td><td rowspan="2">33dB</td><td rowspan="2">○</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>排気⑧</td></tr>
<tr><td></td><td>騒音問題の一般的対策</td><td colspan="5">・店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング停止等を行うよう指導する。
・来客者へアイドリング停止等の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。
・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間に行わない。</td></tr>
<tr><td></td><td>荷さばき作業等の対策</td><td colspan="5">・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の低減に配慮する。
・搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。</td></tr>
<tr><td></td><td>付帯設備・施設等の対策</td><td colspan="5">・室外機は低騒音型の機種を選び、住宅から離れた位置に設置することで騒音の軽減に配慮する。</td></tr>
<tr><td></td><td>青少年の蝟集等の対策</td><td colspan="5">・近隣住民からの苦情があった場合は、速やかに現地確認を行い、所管警察署と情報共有し、必要に応じて指導・巡回を依頼し是正対応を図る。</td></tr>
<tr><td></td><td>その他の対応方策</td><td colspan="5">・生活環境問題を発生させる恐れがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じる。
・住民から苦情が発生した場合は小売店舗の責任者が迅速に対応を図る。</td></tr>
<tr><td>(3)廃棄物等への配慮</td><td>指針容量の整備</td><td colspan="5">指針容量18㎥ ＜ 設置容量33㎥</td></tr>
<tr><td></td><td>保管場所の位置、構造等</td><td colspan="5">・廃棄物保管施設は屋内に設置することで、廃棄物が飛散することのないよう適切に管理する。</td></tr>
<tr><td></td><td>運搬・処理対策</td><td colspan="5">・廃棄物の分別を徹底し、運搬時における引き取り作業の効率化・迅速化を図る。</td></tr>
<tr><td></td><td>減量化、リサイクル等</td><td colspan="5">・古紙、段ボール、発泡スチロール等については、リサイクルを徹底し、廃棄物の減量化に努める。</td></tr>
<tr><td></td><td>調理臭、悪臭の飛散防止</td><td colspan="5">・当該施設では調理行為を行わないため、調理臭や悪臭の発生はない。</td></tr>
<tr><td></td><td>その他の対応方策</td><td colspan="5">・生活環境に支障を及ぼすおそれがある場合には、小売店舗の責任者が速やかに状況を把握し、適切な対応策を講じる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">(4)街並みづくり等への配慮</td><td colspan="5">・屋外照明および広告塔照明については、その光が地域住民等に悪影響を及ぼす「光害」とならないよう配慮し、照明は駐車</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>場敷地内を照らすものとし、明るさは概ね10ルクス程度に抑制する。
・営業時間終了後には速やかに消灯し、周辺環境への影響を最小限に留める。
・当該地域で街並みづくりの取り組みが行われる際には、その方針を尊重し、地域の景観形成との調和を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">(5)防災対策への配慮</td><td>・地方公共団体から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部利用や、店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合には、可能な範囲で協力を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">(6)防犯対策への配慮</td><td>・閉店後は建物の機械警備システムを作動させ、併せて施錠を徹底し、防犯体制の維持に努める。
・自治会等による地域防犯活動への協力に配慮するとともに、所管警察署との連携を図り、管理者が責任を持って緊急時の対応にあたる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">(7)地域貢献活動の取り組みについて配慮した事項</td><td>上記(4)、(5)、(6)に記載のとおり、防災・防犯・環境保全等を通じて、地域社会との協調を図りながら、積極的に地域貢献活動に取り組む。</td></tr>
<tr><td colspan="3">(8)関係行政機関との協議状況</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">公安委員会</td></tr>
<tr><td></td><td>北海道旭川方面
旭川東警察署
交通第一課</td><td>令和７年12月22日
届出書案を提出して計画概要を説明。
・国道は中央分離帯が設置されているものの、分離帯開口部からの右折出庫車両が想定されることから、出入口①に加え、出入口②についても「左折出庫誘導サイン」を設置することが望ましい。
→出入口①および②の双方において左折出庫誘導表示サインを設置する旨を回答し、了承を得た。</td></tr>
<tr><td></td><td>北海道警察本部
交通部交通規制課</td><td>令和８年１月16日
届出書案を提出して計画概要を説明。
・方面本部からの報告内容を確認した結果、国道側出入口②の前面に設置されている中央分離帯の開口部が若干ずれていることから、無理な右折入庫車両が発生するおそれがあり、出入口①からの右折入庫については了承するが、出入口②からの右折入庫については認められない。
→出入口②においては、「右折入庫禁止」および「左折出庫誘導サイン」の両方を設置する旨を回答し、了承を得た。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">地元市町村</td></tr>
<tr><td></td><td>旭川市
経済部経済交流課</td><td>令和８年１月15日
届出書案を提出して計画概要を説明。</td></tr>
</table>

		・事前協議が必要なところと確実に協議のうえ、その内容を遵守すること。 →了承した。
旭川市 環境部環境指導課		令和８年１月15日 届出書案を提出して計画概要を説明。 ・内容を確認のうえ、後日連絡する。 令和８年１月20日 ・本内容にて手続きを進めて差し支えない。
旭川市 地域振興部都市計画課		令和８年１月15日 届出書を提出して計画概要を説明。 ・内容を確認のうえ、後日連絡する。 令和８年１月26日 ・指摘事項なし。
旭川市 環境部廃棄物政策課		令和８年１月15日 届出書案を提出して計画概要を説明する。 ・特に指摘事項なし。
旭川市教育委員会 学校教育部学校保健課		令和７年３月７日 届出書案を提出して概要を説明。 ・当該地域は永山西小学校及び永山南中学校の学区であり、国道39号線は小中学校の通学路、５丁目道路３号線は小学校の通学路である。 登校時よりも下校時の方が影響を受けやすいと考えられるため、通常講じるべき交通安全上の配慮を行っていただきたい。 →通学路に面する駐車場出入口に「通学路・学童注意」を内容とする注意喚起サインの設置を検討。
旭川市 防災安全部交通防犯課		令和７年３月７日 届出書を提出して計画概要を説明。 ・特に指摘事項なし。
道路管理者		
旭川開発建設部 旭川道路事務所 総務課		令和７年７月16日 配置図を提示のうえ国道側に設置する出入口２箇所について協議。 ・切り下げ幅については、通常は6.4mまでとしているが、重車両の出入り頻度が多い場合はこの限りではなく、詳細については後日回答する。 →電話連絡により、切り下げ幅8.0m及び切り下げ位置について了承を得た。 ・自動車の出入りが発生しない既存の切下げ箇所については、原形復旧が必要。 →了承した。 ・切下げ位置と集水桝が重複する場合には、変形縁石の外側まで集水桝を移動する必要があり、別途協議が必要。 →了承した。 令和７年９月19日（メール協議） ・集水桝移設にあたっては、既存接続管の

			閉塞および新規接続管の設置のみとし、既存横断管までの交換は不要。 →了承した。 令和７年10月７日（メール協議） ・敷地内に存していた道路は市道ではないため、歩道の巻き込み（隅切り）の改修が必要。 →了承した。
		旭川市 土木部土木管理課 道路占有係	令和７年７月16日 配置図を提示のうえ市道側に設置する出入口４箇所について協議。 ・切下げ幅については、最大7.7mまでとすること。 →了承した。 ・重車両が通行する箇所については、重車両対応の路盤厚とすること。 →了承した。 ・電柱の移設が必要となる場合には、北海道電力またはNTTに確認すること。 →了承した。 ・既存の切下げ箇所のうち、自動車の出入が生じない箇所については、復旧までは求めない。

４．市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見なし
(2)住民等の意見	意見なし

５．道（上川総合振興局連絡調整議）の意見案

意見なし